【基地対策・領土問題・拉致問題等関係】

１　基地対策の推進について

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計６回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成 30 年７月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年７月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和２年 11 月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年 12 月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年７月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

（１）米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア　米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ　米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ　民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ　米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ　事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

（2）日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

（3）米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成 29 年１月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

（4）基地周辺における措置等について

ア　飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

イ　米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

ウ　基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

エ　平成 27 年９月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

オ　基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

（5）基地の整理・縮小・返還について

ア　施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

イ　返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

（6）重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

２　北方領土及び竹島問題の早期解決について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島の早期返還並びに竹島の領土権の早期確立は、多年にわたる国民の念願であり、~~その~~解決に向けた取組みの促進を図ること。

北方領土問題については、令和４年２月のロシアによるウクライナ侵略により、平和条約交渉などの今後を見通すことが難しい状況が続いているが、政府の基本方針の下、外交交渉を継続するとともに、四島交流等事業の一日も早い再開に向け、日露政府間での協議が進展するよう取り組むこと。

３　拉致問題の早期解決について

拉致問題の進展が見られない中、拉致被害者及びその御家族は高齢となっており、親世代は１人となった。拉致問題の解決はもはや一刻の猶予も許されない。

石破総理大臣は、所信表明演説で拉致問題を最重要課題に掲げ、全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、総力を挙げて取り組む覚悟を表明している。

また、石破総理大臣は令和６年 11 月の「国民大集会」で、拉致問題は、国家による我が同胞の拉致であり、国家主権の侵害以外の何物でもないこと、御家族が御高齢となり、時間的制約のあるこの問題を国民全ての国家主権の侵害であるという共通認識の下に、解決に向けて心を一つにし、全ての拉致被害者の方々の一日も早い御帰国を実現していかねばならない、そして断固たる決意の下、問題の解決に向けて取り組んでいくことを明言した。

しかしながら北朝鮮は、国連安保理決議に明白に違反する弾道ミサイル発射等を繰り返し拉致問題の解決の気配は見えない。

政府においては、これまでの土台を引継ぎ、引き続き拉致問題を最重要課題として、具体的な成果を出せるよう取り組むこと。

また、米国、韓国、中国を始め関係諸国や国際関係機関等と連携・協調を図りながら、拉致問題の一刻も早い解決に全力を尽くし、拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない方々の早期帰国等の実現を図るため、以下の事項について適切な措置を講ずること。

（１）北朝鮮への圧力を緩めることなく、同時に北朝鮮国内の状況変化を的確に捉え、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

（２）北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、拉致被害者等家族及び国民に対し目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。

（３）米国を始めとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。

（４）行方不明者の情報等を逐次提供するなど、地元自治体との連携を密にとること。

（５）拉致被害者等の所在地情報等を把握し、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全の確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、拉致の可能性を排除できない方々について徹底した調査・事実確認を行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。

（６）国民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくために、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

４　漂着船等に対する万全な対策について

木造船等が我が国に漂流、漂着する事案は、現在、減少傾向にあるが、地方公共団体では、生死に関わらず漂着者や漂着物など、その取扱いや対応に苦慮しているところであり、我が国の領土、領海を保全し、漁業者をはじめ、国民の生命、財産を守るためにも、早急な対策が必要である。

加えて、外国の不審船が容易に我が国の領土に接近しうる状況に、沿岸部の住民はもとより、多くの国民が不安を抱えていることから、国において、国民の安全・安心を確保する観点から、以下の事項について早急かつ適切に対処すること。

（１）我が国の領土、領海及び排他的経済水域を侵す、領海侵犯や違法操業など、あらゆる行為について毅然とした態度で外交交渉に臨むこと。

（２）海上及び沿岸における不審船等の監視、警備体制の強化と漁船などへの注意喚起を行うための連絡体制の整備を図るとともに、外国漁船等の我が国の排他的経済水域内での違法操業や領海侵犯に対しての取締りを強化し、拿捕を含む実効的な対抗措置を講じること。

（３）不審船等に由来する漂着者や漂着物などの取扱いや対応、漂着者が傷病人の場合の救助・搬送及び感染症対策などの対処方法、漂着者の給食、寝具、衣類等に係る経費負担について、明確な見解や指針を早急に示すこと。

（４）不審船等に由来する漂着者の対応や漂着物などの処理等の円滑かつ継続的な実施のため、地方負担が発生しないよう、地方公共団体に対する財政的支援を拡充すること。

５　ウクライナ避難民の受入について

ロシアの侵略を受けたウクライナ避難民の受入は、長期化が想定されることから、政府は、ウクライナ避難民が全国各地で等しく安心して暮らすことができるよう、以下の事項について早急に措置を講じること。

（１）ウクライナ避難民にかかる支援については、新たに創設された「補完的保護対象者の認定制度」への適切な移行とともに、生活支援をはじめ、就労・就学、医療など、国において切れ目のない支援を行いつつ、ひいては避難民が自らの力で生活基盤を築けるようにすること。

（２）地方公共団体に対する情報提供を、適切かつきめ細やかに行うこと。